

運委総第102号

令和4年6月30日

有限会社安栄観光

代表取締役 殿

運輸安全委員会

委員長 武田 展雄

旅客船第十二あんえい号乗揚事故に係る勧告について

本事故は、第十二あんえい号が沖縄県竹富町竹富島北西方沖を南東進中、船長が、常用基準経路よりも南側の海域を航行するのが時間短縮になると思い、常用基準経路から外れて浅礁の広がった海域に接近して目視のみで航行したため、竹富島北西方沖で浜島と称する干出浜の北側に位置する岩が存在する海域に入り、浅礁に乗り揚げたものと考えられる。

貴社は、石垣島と離島との間を基準経路で結ぶ一般旅客定期航路事業者であり、これらの生活航路ともいえる基準経路において、日々多くの旅客等を輸送している。一方、これら基準経路の周辺には、南西諸島特有のさんご礁による浅礁の広がった海域がある。運航時間を短縮する目的で、これら浅礁の広がった海域に接近して目視のみで航行することは、乗り揚げのおそれがあり、船舶のみならず旅客等に被害を及ぼす重大な事故につながる可能性があることを十分認識し、安全運航に注意しなければならないことは言うまでもない。

しかしながら、平成20年10月以降、貴社が運航する旅客船において、航行中に浅礁に乗り揚げる事故が11件発生しており、貴社においてGPSプロッターによる船位の確認や乗組員への安全教育の実施などの措置を講じているものの、再び乗揚事故が発生していることは、乗組員の安全運航に対する意識が必ずしも十分でないことを示している。今後、乗組員に対し、安全管理規程に定められた基準経路を航行することを遵守させるとともに、適切な船位の確認の指導を継続して実施し、貴社全体として旅客等の輸送の安全確保に取り組む必要があるものと考えられる。

従って、当委員会は、同種事故の再発を防止するため、本事故調査の結果を踏まえ、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、この勧告に基づき講じた措置について報告を求める。

記

- (1) 所属船舶の航行記録を把握した上で、所属船舶の乗組員に対し、安全管理規程に定められた基準経路の航行遵守及び適切な船位の確認について継続して指導すること。
- (2) 安全管理規程に定められた基準経路を点検し、必要に応じ、安全が確保された第二基準経路を定め、社内全体に周知を図ること。
- (3) 所属船舶の乗組員に対し、上下関係を問わず、当直者相互において航行中の安全に関する情報の共有が図られるよう指導を行うこと。
- (4) 乗組員を配乗する際、遅い時間の乗務が特定の乗組員に連続して割り当てられるなど特定の乗組員に負担が偏ることがないよう配慮すること。